

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	児童福祉法による児童福祉施設等への措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、児童福祉法による児童福祉施設等への措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による児童福祉施設等への措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務
②事務の概要	【概要】 児童福祉法第27条第1項第3号に基づく児童福祉施設等への措置に係る事務のうち、徴収金の認定及び徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 【具体的内容】 児童福祉法第56条の規定に基づき、児童福祉施設等入所児童に対し福岡県が支弁した費用について、児童本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、費用の全部又は一部を徴収する事務。 ①児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定に関する事務 ②児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童福祉施設等への入所者に係る費用徴収に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項 別表 第8の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第7条第13号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	（情報照会） ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号 別表第8の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第2条、同条の表20の項 （情報提供） ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号 別表第8の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第2条、同条の表20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福岡県福祉労働部こども福祉課
②所属長の役職名	こども福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	●福岡県総務部 県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	●福岡県福祉労働部 こども福祉課こども福祉係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3256
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスが発生するリスクへの対策として、次の事項を徹底しているため、対策は「十分である」と考える。 ・マイナンバーの誤収集を防ぐため、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、本人からのマイナンバーがわかる書類の提出をもって特定個人情報の取得を行う。 ・マイナンバーの誤送付、誤掲載を防ぐため、郵送する通知書等に取得したマイナンバーを記載しない。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8 〕 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

漏えい・滅失・毀損を防ぐ手段として、以下の物理的安全管理措置を実施しているため、対策は「十分である」と考える。

- ・特定個人情報を取扱う書類等を施錠可能な場所（鍵付きキャビネット等）に保管する。
- ・特定個人情報が不要になった際は、直ちに廃棄する。このとき、特定個人情報等が記載された書類は復元不可能な程度に裁断可能なシュレッダーを用いて廃棄する。

変更箇所

[illegible]